

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(當日が休日  
のときは、  
翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり、字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大坂地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 目 次

- ◇ 告 示
  - 字の区域の変更（二件）
  - 字の区域の変更等
  - 浄化槽法による指定検査機関の指定
  - 土地改良事業計画の決定
  - 土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）
  - 土地改良法による換地処分（三件）
  - 保安林の指定の解除予定
  - 建築基準法による道路の位置の指定
  - 収入証紙の小売りさばき人の指定
  - 収入証紙の小売りさばき人の廃止
- ◇ 選管告示
  - 鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿について被登録資格の決定の基準となる日等
  - 鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙におけるポスター掲示の開始の日
  - 昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号の一部改正
  - 遊技機の型式の認定
- ◇ 公安告示

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年十二月二十二日現在の地番による。）
富江字上ノ原式 部以外の区域	富江字上ノ原式のうち二五八の二から二五八の五までの一部以外の区域
富江字鳥越林	富江字鳥越林のうち二七一の一、二七一の二と二七一の二と一体をなす 国有地の一部以外の区域
富江字南原	富江字南原のうち二八九の一、二八九の四の一部以外の区域
富江字南原 域	富江字上ノ原式二五八の二から二五八の五までの一部

富江字下浜畑	富江字鳥越林二七一の一、二七一の二と一体をなす国有地の一部 富江字上浜畑三二六の四の一部、三二七の一、三二七の二、三二八の一部、三三〇の一部、三三三の一部、三三六の一部、三三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 富江字ソリ上ノ巻三三七の二の一部、三三八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大坂字上ノ原四九五の一、五〇一と一体をなす国有地の一部
富江字上浜畑	富江字下浜畑の全域 富江字南原二八九の一、二八九の四の一部 富江字上浜畑三二六の二の一部及びこれと一体をなす国有地
富江字ソリ上ノ巻	富江字上浜畑のうち三二六の二の一部、三二六の四の一部、三二七の一、三二七の二、三二八の一部、三三〇の一部、三三三の一部、三三六の二の一部、三三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 富江字ソリ上ノ巻三三七の二の一部、三三九の一部 富江字ソリ上ノ巻のうち三三七の二、三三八の五の一部、三三九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大坂字下モ林	大坂字下モ林の全域 大坂字原四六一から四六五まで、四六六の一部、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大坂字原	大坂字原のうち四六一から四六五まで、四六六の一部、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大坂字上ノ原四九〇の一、四九一の一、四九一の六、四九二の二、四九二の二、四九二の四、四九二の六、四九三の二、四九三の八の一部、五〇〇の五及びこれらと一体をなす国有地

大坂字上ノ原	す国有地の一部
	大坂字上ノ原のうち四九〇の一、四九一の一、四九一の六、四九二の一、四九二の二、四九二の四、四九二の六、四九三の二、四九三の八の一部、五〇〇の五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四九五の一、五〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第六百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり、字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による今津地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十年十一月二十七日現在の地番による。）
大字今津字妻木川	大字今津字妻木川のうち三の一部、四の一部、八の一部、九の一部、一二の一の一部、一三、一四から一六までの一部、二七の一部、二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五、一六、二七、二八と一体をなす国有地の一部

部以外の区域

大字今津字前妻木川

大字今津字前妻木川の全域  
大字今津字妻木川三の一部、四の一部、八の一部、九の一部、一二の二の一部、一三、一四から一六までの一部、二七の一部、二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五、一六、二七、二八と一体をなす国有地の一部  
大字今津字六反田四六、五三  
大字今津字村内四二七の一部

大字今津字六反田

大字今津字六反田のうち四六、五三以外の区域

大字今津字村内

大字今津字村内のうち四二七の一部以外の区域

鳥取県告示第六百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による宮原地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和六十一年二月一日現在の地番による。）

大字堀字蛇バミ谷

大字堀字蛇バミ谷の全域  
大字堀字宮原新田三四四から三四一六まで、三四一六の一、三四二三、三四二四の一部、三四二六及びこれらと一体をなす国有地の一部  
大字堀字宮原三四五二から三四五四までの一部、三四五五、三四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四五一の一と一体をなす国有地の一部  
大字堀字嘉ノ首三四五八の三、三四五八の五、三四五九の三、三四五九の四及びこれらと一体をなす国有地

大字堀字巽手

大字堀字巽手のうち三三一一五の二から三三一一五の四まで、三三一一六の一、三三一一六の二、三三一一七から三三一九まで、三三一九の一から三三一九の八まで、三三二〇の一、三三二二の一から三三二二の六まで、三三二二の八、三三二二の九、三三二二の一一、三三二二の一二、三三二二の三六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字堀字奥宮原ノ巻

大字堀字奥宮原ノ巻のうち三三五七の四七、三三五七の六四、三三五八の二六の一部、三三五八の二七の一部、三三五八の二八から三三五八の三二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三三五八の一八と一体をなす国有地の一部以外の区域  
大字堀字上宮原三三六三の三の一部、三三六四の一部、三三六四の一及びこれらと一体をなす国有地  
大字堀字奥野田三三六六、三三六八、三三六九、三三七〇の一部、三三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地  
大字堀字奥宮原ノ武三四八八の一

大字堀字宮原新田

大字堀字巽手三三一五の二から三三一五の四まで、三三一六の一、三三一六の二、三三一七から三三一九まで、三三一

<p>大字堀字宮原</p>	<p>一九の一から三三一九の八まで、三三二〇の一、三三二二の一から三三二二の六まで、三三二二の八、三三二二の九、三三二二の一、三三二二の二、三三二二の六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字堀字奥宮原ノ巷三三五七の四七、三三五七の六四、三三五八の二六の一部、三三五八の二七の一部、三三五八の二八から三三五八の三二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三三五八の一八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字堀字上宮原三三六三、三三六三の一、三三六三の二、三三六三の三の一部、三三六四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字堀字奥野田三三七〇の一部、三三七一の一部、三三七五、三三七六、三三七六次一、三三七七から三三八〇まで、三三八〇の一、三三八〇の二、三三八一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字堀字宮原新田のうち三四一四から三四一六まで、三四一六の一、三四二三、三四二四の一部、三四二六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三八八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字堀字宮原三四三九の一から三四三九の三まで、三四四〇から三四四三まで、三四四三の一、三四四四から三四四八まで、三四四九の一、三四五一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字堀字嘉ノ首三四五八の四、三四七三の二、三四七三の七から三四七三の九まで、三四八一の一、三四八一の二、</p>
---------------	--

<p>大字堀字嘉ノ首</p>	<p>三四八一の六、三四八一の八、三四八一の九、三四八二、三四八三</p>
<p>大字堀字奥宮原ノ首</p>	<p>大字堀字嘉ノ首のうち三四五八の三から三四五八の五まで、三四五九の三、三四五九の四、三四七三の二、三四七三の七から三四七三の九まで、三四八一の一、三四八一の二、三四八一の六、三四八一の八、三四八一の九、三四八二、三四八三、三四八四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字堀字奥宮原ノ式</p>	<p>大字堀字奥宮原ノ式のうち三四八八の一以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字堀字上宮原 大字堀字奥野田</p>

**鳥取県告示第六百六十号**

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条第一項の規定に基づき、同法第七条及び第十一条の水質に関する検査の業務を行う者を指定したので、厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第三十五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名

鳥取市大榎町一三一

財団法人鳥取県保健事業団

理事長 西尾 邑次

二 指定検査機関が検査業務を行う地域

鳥取県全域

三 検査の手数料

検査を行う浄化槽の処理対象人員	手 数 料 (円)	
	浄化槽法第七条の水質に関する検査	浄化槽法第一条の水質に関する検査
二〇人以下	七、五〇〇	四、五〇〇
二一人以上五〇人以下	九、〇〇〇	六、〇〇〇
五一人以上一〇〇人以下	一二、〇〇〇	九、〇〇〇
一〇一人以上二〇〇人以下	一五、〇〇〇	一二、〇〇〇
二〇一人以上五〇〇人以下	一八、〇〇〇	一五、〇〇〇
五〇一人以上	一九、〇〇〇	一六、〇〇〇

四 指定をした年月日及び検査業務の開始予定年月日

指定をした年月日 昭和六十一年七月二十一日

検査業務の開始予定年月日 昭和六十一年七月二十一日

鳥取県告示第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業佐治地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年七月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百六十二号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中田柳谷地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定し

たので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年七月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十三号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）福米地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年七月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る大坂地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業に係る今津地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業に係る宮原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字大石字南畑八〇八から八一一まで・八一六・八一六の一・八一七・字ヤケン谷八一八の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十一年七月十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 大阪府都島区東野田町 四丁目四十七 大和建设株式会社 代表取締役 岡田一郎	道路の位置の指定場所 米子市富益町字新開巷 四一三四の一部、四一 五四及び四一五五	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 四・七〇〇八・九〇 延長 二二・六五
--	--	---

鳥取県告示第六百六十九号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日 昭和六十一年 七月二十一日	指定番号 四五七 四五八	住 所 日野郡日野町 根雨四〇九 境港市渡町二 二二五	氏 名 鳥取日野農業 協同組合 境港市農業協 同組合	売りさばき場所 日野郡日野町根雨四〇 九 鳥取日野農業協同組合 境港市渡町二二二五 境港市農業協同組合
---------------------------	--------------------	---	--	--

鳥取県告示第六百七十号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人が廃止されたので、告示する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日 昭和六十一年二月一日 昭和六十一年五月一日	住 所 境港市外江町二〇七二 境港市竹内町八二二	名 称 外江町農業協同組合 余子農業協同組合
	日野郡日野町根雨四〇九 日野郡日野町黒坂一五六	日野農業協同組合 黒坂農業協同組合

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号

昭和六十一年八月十日執行予定の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。



昭和六十一年七月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和六十一年七月三十一日。ただし、年齢については、同年八月十日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和六十一年七月三十一日

三 縦覧に供する期間

昭和六十一年八月一日及び同月二日

鳥取県選挙管理委員会告示第八十五号

昭和六十一年八月十日執行予定の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十七年十二月鳥取県条例第三十二号）第一条第一項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十三条第一項第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和六十一年八月一日と定めたので、同法第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第八十六号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

三の表に次の一項を加える。

身体障害者療護施設光洋の里

境港市渡町二四八〇

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

回胴式遊技機	ぱちんこ遊技機								遊技機の種類			
スーパードール	アイアンキング	パッキー	スーパークマークII	エキサイトグランプリ	クロスインター	タウルス	アドバンス七号	バトルロイヤル	ロイヤルナイン	サンモア	カルテット	型 式
ニイガタ電子精機株式会社	株式会社ソフィア		株式会社ニューギン		奥村遊機株式会社			株式会社三洋物産			製 業 者 名	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】